

一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会定款

会
証

平成22年2月28日 作 成

謄
本

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、ホエールウォッチング振興及びエコツーリズムの推進を図ると共に、会員相互の連絡と協調を図りながら、小笠原の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 観光客の誘致に関する事項
2. ホエールウォッチングに関する情報収集及び提供に関する事項
3. 小笠原におけるホエールウォッチング規則の制定と普及に関する事項
4. 鯨類ならびに小笠原の自然に関する情報収集及び提供に関する事項
5. 会員相互の連絡と、共同利益のための対外交渉とその事業に関する事項
6. 前各号に掲げるものの他、第2条の目的を達成するために必要な業務に関する事項

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を東京都小笠原村に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告方法は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第6条 本会は、本会の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会 員)

第7条 この法人に次の会員を置く。

- 1 本会員 本会の目的に賛同する個人又は団体であって、小笠原村に住所を有し、役員として本会の運営に携わることができる者
 - 2 一般会員 本会の目的に賛同する個人又は団体であって、本会員以外の者
- ② 会員は、本会の刊行する図書・機関誌の配布を受けるほか、ホエールウォッチングに関する情報等の提供を受けることができる。
- ③ 第1項の会員のうち本会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第8条 本会の成立後会員となるには、別に定める様式により届け出なければならない。

(会 費)

第9条 会員は、毎年所定の会費を納めるものとする。

- ② 前項の会費の額及びその払込方法等については理事会において決議する。

(代表権)

第10条 団体である会員は、本会に対する代表者1名を定めて届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(会員名簿)

第11条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

② 本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は本会員が本会に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第12条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、別に定める様式により会長に届け出なければならない。
 - 2 死亡又は解散
 - 3 総本会員の同意
 - 4 除名
- ② 会員の除名は、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。
- 1 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - 2 会員としての責務に違反したとき
 - 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(拠出金の不返還)

第13条 前条第2項に基づき会員の資格を失った者は、すでに納付した会費、その他の資産等に何ら請求権を行使できない。

第3章 総 会

(招 集)

第14条 本会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- ② 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。
- ③ 総本会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する本会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- ④ 総会を招集するには、会日より1週間前までに、本会員に対して招集通知を発するものとする。
- ⑤ 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(招集手続の省略)

第15条 総会は、本会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第17条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総本会員の議決権の過半数を有する本会員が出席し、出席した当該本会員の議決権の過半数をもって行う。

(総会の決議の省略)

第18条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は本会員から提案があった場合において、その提案に本会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 本会員は、本会の本会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、総会の日から10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第21条 本会の理事の員数は、3名以上10名以内とする。

(理事の資格)

第22条 本会の理事は、本会の本会員の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、総本会員の議決権の過半数をもって、本会員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第23条 本会の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任等)

第24条 本会の理事及び監事の選任は、総会において総本会員の議決権の過半数を有する本会員が出席し、出席した当該本会員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 本会に会長1人、副会長2人を置き、理事会の決議によって理事の中から定める。
- ③ 会長は、法人法上の代表理事とし、副会長は、法人法上の業務執行理事とする。

(理事の職務権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 会長は、本会を代表し会務を統括し、副会長は会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- ⑤ 理事又は監事は、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するには、総本会員の半数以上であって、総本会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 理事会

(招 集)

第29条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の2日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第30条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第34条 会長及び副会長は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第37条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第38条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(残余財産の帰属等)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 その他

(相談役)

第40条 本会は、10名以内の相談役を置くことができる。

- ② 相談役は、本会の事業について自ら意見を具申することができる。
- ③ 相談役は、村内関係団体より理事会で承認を経て会長が委嘱し、解任は理事会において決議する。

(顧問)

第41条 本会は、10名以内の顧問を置くことができる。

- ② 顧問は、本会の事業について理事会の諮問に応じ、本会の事業について、助言を与えることができる。
- ③ 顧問は、学識経験者等より理事会で承認し、会長が委嘱し、解任は理事会において決議する。

(専門委員会)

第42条 本会員は、必要に応じて理事会の決議により設置される専門委員会に所属し、本会の運営に携わることができる。

- ② 各専門委員会の委員長は理事の互選により選任し、委員会の事務を統括又は指揮する。
- ③ 各専門委員会の委員には、必要に応じて本会員以外の者も委員長が任命できる。

(専門委員会の開催)

第43条 各専門委員会は、会長又は各委員長が必要と認めたとき、若しくはそれぞれの委員の3分の1以上から要求があったとき開催する。

(専門委員会の協議すべき事項)

第44条 各専門委員会において協議を要する事項は次のとおりとする。

- 1 理事会に提出する議案
- 2 各専門委員会の運営に関する事項

(支部)

第45条 本会は、必要な地に支部を置くことができるものとし、その詳細は理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第46条 本会には、事務局を設置する。

第8章 附 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都小笠原村父島字清瀬清瀬都住6-402

筒井 秀法

東京都小笠原村父島字宮之浜道

高橋 誠

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 筒井 秀法

設立時理事 高橋 誠

設立時理事 折田 五十二郎

設立時理事 中西 健二

設立時理事 菊地 隆

設立時理事 金子 タカシ

設立時理事 田中 美一

設立時理事 吉井 信秋

設立時監事 古谷 賢

(設立時の代表理事)

第50条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

東京都小笠原村父島字清瀬清瀬都住6-402

設立時代表理事 筒井 秀法

(最初の事業年度)

第51条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成23年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第52条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会を設立のため、設立時社員筒井秀法外1名の定款作成代理人であるマザーシップ司法書士法人（社員 加藤正泰）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成22年2月28日

設立時社員 東京都小笠原村父島字清瀬清瀬都住6-402
筒井 秀法

設立時社員 東京都小笠原村父島字宮之浜道
高橋 誠

上記設立時社員2名の定款作成代理人

横浜市中区山下町45番地2

マザーシップ司法書士法人

社員 マザーシップ司法書士法人

